

グループホーム野ばら運営規程

☐ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護

☐ 指定認知症対応型共同生活介護

（事業の目的）

第1条 医療法人社団醫光会が開設するグループホーム野ばら（以下「事業所」という。）

が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）が、要支援2又は要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従業者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、地域住民との交流や、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム野ばら
- 二 所在地 高崎市矢島町21番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（自らも介護の職員としてサービス提供を行う）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を行う。
- 二 介護従業者 7名（常勤6名のうち、1名は管理者、非常勤1名）
介護従業者は、運営方針に基づきサービスの提供にあたる。
- 三 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は具体的な認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

（サービスの内容）

第6条 サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共同で行うよう努めるものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- 五 通所介護又は通所リハビリテーションの活用
- 六 利用者が季節の移り変わりを楽しめるように、ドライブやピクニックの支援

- 七 利用者が地域社会と交流ができるように、慰問活動の来訪依頼
八 利用者に日帰り温泉やレストランでの外食を定期的に提供
九 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 サービスの利用料の額は「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、法定代理受領サービスである時は、その負担割合に応じた額を自己負担とする。

2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

一 居室料 (6 畳個室) 1,630 円/日

二	食材料費	1500 円／日	内訳	朝食	350 円
				昼食	550 円
				夕食	550 円
				おやつ	50 円

三 光熱水費 640 円/日

四 持込家電 1 点につき 20 円/日

五 おむつ、理美容代は実費負担

六 入院期間中も引き続き居室の権利を確保する場合は、居室料の実費（日数分）の支払いを受ける。

七 その他指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型生活介護において提供される便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となるものの実費を負担させることが適当であると認められるもの

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

一 入居に際しては、主治の医師の診断書又は情報提供書を提出し、認知症を有することが確認できる者であること。

二 利用者は努めて健康に留意すること。

三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

四 浴室を利用する際には、職員の介助の下で利用し、一人では入浴しないこと。

五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。

六 禁酒禁煙を原則とする。但し他人に迷惑をかけないことが遵守できる場合は管理者の許可を得て定められた場所と時間内で飲酒、喫煙する。

七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。

ハ 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

一 管理者は、防火管理者を選任する。

二 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

- 三 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、ホームはこの計画に基づき、毎年2回避難及び消火、その他必要な訓練を行う。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、事故発生時の対応のシステムについて事故予防・対応手順を定めるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、同手順に基づいて直ちに管理者の責任において必要な対応を採るとともに、利用者の家族に連絡をしなければならない。
- 3 事業所は、事故が発生した場合は、延滞なくその概要を県及び市町村に報告をしなければならない。事故にならない場合も同様とする。
- 4 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発防止のための対策を講じなければならない。

（身体拘束ゼロの方針）

第11条 事業者は、利用者の身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下単に「身体拘束」という。）は禁止する。

一 緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、次の手順により行う。

- 1 利用者の心身の状況並びに拘束の様態及びその時間等緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとする。あらかじめ同意を得ることができなかったときは、身体拘束後直ちに、同意を得る。
- 2 職員は、主治医の指示に基づき利用者の身体拘束をしたときは、サービスの提供内容に係る記録に利用者の心身の状況、身体拘束の様態及びその時間その他特記事項を記載するものとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催する。
- 4 当該指針は、自由に閲覧出来るようにする。

（虐待防止のための措置）

第12条 事業者は、虐待発生またはその発生を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に一回、開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のため指針を整備する。
 - 3 従事者に対し、虐待防止の研修を定期的実施する。
 - 4 上記の措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- 2 施設は、サービスの提供中に従業者又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報をするものとする。

（業務継続計画の策定）

第13条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従事者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（守秘義務および個人情報の保護）

第 14 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 1 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 2 利用者様の利用終了後も同様の扱いとなる。

（要望及び苦情処理）

第 15 条 事業者は、提供した施設サービスに関し、利用者様又は家族から要望及び苦情があった時は、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対策を要望及び苦情を申し出た物に説明するものとする。

（協力医療機関等）

第 16 条 利用者の病状の急変、サービス提供確保のため、協力医療機関を以下に定める

【協力医療機関】

駒井病院

富所歯科医院

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 駒井病院・和光園教育委員会が開催する入職時研修を受ける。
- 二 継続研修 年 1 回以上、駒井病院・和光園教育委員会で行う研修会に参加をすること。
外部での研修会で役に立つ内容があれば業務として参加をする。
- 三 事業者は、市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 四 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団醫光会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 22 年 10 月 16 日から施行する

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する